

説明ターゲット

次の原稿破損

9 年 10 月 2 日

主務者又は

撮影立会者 坂根嘉和



三六

1302

1301

請 左
候 記



為却於三処置済付結了相成候

明治三十四年八月



1302 1301

請候也 左記ノ通り撮影致度軍機保護法施行規則第二(三)條ニ依リ此段及許可申

陸軍大臣 東條英機 殿

昭和十七年八月 日

慶應二年五月二十三日 生

氏名 會長 平生 凱三郎

重要産業協議會

職 業 東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地日本工業俱樂部内

現住所 右ニ同シ

本 籍 東京市小石川區小日向臺町二丁目十八番地

三六四

終年雜

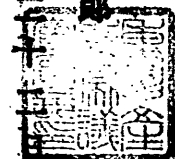
海軍省 17.8.19 午後 東京

申請書

陸軍省 17.8.20 472 防衛課

陸軍省 17.8.24 293 報道

陸軍省 17.8.31 296 防衛課



記

一 目的 文化映畫「建設」脚本作成ノタメニ必要ナル場面撮影ノ爲

二 區域 (物件)

別紙ノ通り

三 方法 普通寫眞機ニ依ル平面撮影

四 使用器具類ノ名稱

獨逸製ウエルタ、ウエルテ寫眞機ニ依ル

五 日 時 (期間)

昭和十七年八月十五日ヨリ同年九月三十日迄ノ間

六 作業者ノ住所、氏名

別紙ノ通り

七 作業ノ場所

東京市麹町區麩町三丁目四番地ノ一號 藝術映畫社

八 員 數

富士フィルム三五ミリ版原畫二百枚（手札焼付仕上り

九 其他參考トナルベキ事項

別紙要旨御参照賜り度シ

撮影ニ際シテハ現場監督者ノ指示ニ服シ、成果物ハ手札型
ニ焼付ケタル上軍御當局ノ檢閲ニ供シタル後使用スルモ
ナリ



1305

株式會社 藝術映畫社

記

福岡縣八幡市光枝

日本製鐵株式會社 八幡製鐵所内作業狀況ノ一部

福岡縣大牟田有明町六九

三井鑛山株式會社 三池鑛業所内作業狀況ノ一部

別紙

脚 本 家
東京市板橋區板橋町九丁目一六九六番地

杉 本 重 臣
明治四十四年三月三十一日生
東京市神田區佐久間町二丁目二四番地

演 出 者

鈴 木 幸 吉
明治四十三年十一月十八日生
神奈川縣藤澤市辻堂六三七三番地

脚 本 家

久 保 健 二
明治三十九年六月二十九日生
東京市板橋區板橋町九丁目一九〇三番地

進 行 係

杉 浦 義 麟
大正元年九月十二日生

本 映 畫 企 劃 の 目 的

「國內体制の整備強化には統制會の健全なる發展こそ絶對の條件である。統制會の前途には、たゞに日本統制經濟の成否がかゝつてゐるのみならず、實に、帝國の運命そのものがかゝつてゐるといふも過言ではないのである」(第七十九回帝國議會に於ける鈴木企劃院總裁の言葉)

われわれはいま、有史以來未曾有の大戦争を起してゐる。國の兵力、經濟力、精神力の發揚を期してゐる。國民經濟の再編成は、高度國防經濟體制建設のための必須の要請である。そして統制會こそは、この國民經濟再編成の中該をなすものであつて、統制會の健全なる育成なくしては、今後、國策の要請に應じて産業界を動員し、困難な戦時下經濟統制の圓滑なる運営を期することは到底望み得ない。

われわれはゆゆかにかにしても統制會の健全なる發展を圖らねばならない
しかし、この大きな課題を、全産業界、いな全國民の支持、協力なしに
爲し遂げることは困難である。

この映畫は、大政翼賛運動、産業報國運動等々と並び、統制會を中心
として廣く産業界の協力体制をつくり上げ、「經濟新体制確立要綱」の
趣旨を徹底させる一助として企劃されたものである。すなはち、映畫獨
自の藝術的方法によつて、統制會がいかなる使命をもち、いかなる仕事
を爲すものであるかをわかり易く描き出し、さらに、この國民經濟の再
編成といふ一大轉換期に際し、いかなる自覺と覺悟とを以てこの苦難の
路を切拓いてゆかねばならぬかを、ぢかに國民の心情にうつたへようと
するものである。